

	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会への委理事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)・(2) [略]  (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略]	(教育委員会への委理事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例（平成13年さいたま市条例第117号）第7条の規定により保育料を減額し、又は免除すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]

## 附 則

この協議は、平成30年4月1日から効力を生じるものとする。